

新型コロナウイルス(COVID-19)感染症の流行時の眼球摘出における対応について (第3報)

公財) 佐賀県アイバンク協会
代表理事 江内田 寛
(佐賀大学医学部眼科学講座教授)

皆様方におかれましては、新型コロナウイルス(COVID-19)感染症に対して引き続き注意をされ生活をされておられることと存じます。

佐賀県もようやく緊急事態宣言が解除され、現在はあらたな感染症報告がほとんどなくなり、重症者の入院も現在確認できない状況になりました。

つきましては、これまで制限をしておりましたアイバンクによる眼球摘出を下記のごとく本年6月から条件付きながら再開させていただくことにいたしました。

令和2年6月以降の新型コロナウイルス(COVID-19)感染症の対応 (佐賀県アイバンク)

原則として、2週間以内に新型コロナウイルス(COVID-19)感染の発生していない病院で亡くなられた献眼希望者で、COVID-19感染が完全に否定される場合、その病院内でのみ摘出を実施する。

尚、出動の可否はその都度当該病院と佐賀県アイバンクが連絡をとり調査を行うことで決定する。

★ 現在過去の感染症の経験から第1波のピークを越えた状況と判断をされておりますが、今後第2波の出現により先の緊急事態宣言が再度実施される可能性もございます。

したがって、医療の状況の変化に応じ今後もさらなる変更が生じることをあらかじめご了承ください。